

大和市告示第208号

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年11月17日

大和市長 大 木 哲

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱（平成26年大和市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

第3条中「幼稚園、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園を設置する」を削り、「法人」の次に「又は社会福祉法人」を加える。

第4条に次の1項を加える。

2 補助の対象者は、補助金の申請を行うに当たり、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象費用に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

第7条中「60日」を「30日」に、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、前項の書類を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。ただし、当該書類の提出時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第10条を第11条とする。

第9条中「貸し付け」を「貸付け」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第8条 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあっては、前条第1項の書類を提出した後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書により、速やかに市長に対して報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による報告後に、速やかに当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。